

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	国府津駅周辺整備事業について	道水路整備課
2	小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおけるポニー乗馬及び動物飼育等の廃止について	みどり公園課
3	久野霊園合葬式墓地の整備に係る進捗状況について	
4	市営仲沢住宅の今後について	建築課
5	パートナーシップ登録者の市営住宅への入居資格について	

令和3年1月28日

国府津駅周辺整備事業について

1 概要

国府津駅利用者の利便性や安全性の向上を図るため、既存自転車駐車場用地を活用し、駅前広場を拡張するとともに周辺道路の整備を行う。

2 説明会等の開催経過

令和2年(2020年)2月5日開催の建設経済常任委員会において報告した整備計画(案)について、次のとおり、説明会等を開催し意見聴取を行った。※1

日程	内容	回数	参加人数
6月8日～12日	駅周辺の6自治会連合会 ^(※2) の自治会長への説明	6回	65人
7月1日～	広報おだわら、市ホームページに事業概要を掲載	—	—
8月21日・23日	駅利用者への説明会	2回	38人
11月14日～28日	駅周辺の6自治会連合会 ^(※2) の地域住民への説明会	6回	72人

※1 「説明会等における主な意見の要旨と対応方針」は、2ページを参照

※2 橋北、前羽、国府津、酒匂・小八幡、下曾我、上府中の6自治会連合会

3 説明会での意見を踏まえた整備計画

①ロータリーの設置

(変更点) 停車車両があっても通行可能な幅員を確保

②ロータリーから分離した一般車駐車場の設置

(変更点) 車両動線を考慮して出入口を西側に移動

③既存駅前広場と自転車駐車場を安全に行き来できる歩道の設置

(変更点) 歩道に屋根を設置

④一般車乗降場の整備

(変更点) 既存駅前広場及び拡張駅前広場に確保

⑤市道4292の道路改良

(変更点) 交差点部のカラー舗装等の実施

⑥市道4294の道路改良(歩道設置)

(変更点) セットバック完了まで暫定形で整備

⑦市道4643の道路改良(右折レーン設置)

※「国府津駅周辺整備事業 整備計画」は、3ページを参照

4 今後のスケジュール

内容	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
自転車駐車場整備(市民部)		■
市道4292・4294・4643道路改良		■
駅前広場拡張整備		■

説明会等における主な意見の要旨と対応方針

意見の内容

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、整備計画に反映したもの	4件
B	意見の趣旨が整備計画に反映されているもの	7件
C	整備計画への反映に向け調整中のもの	4件
D	整備計画への反映ができないもの	6件
計		21件

1 駅前広場（拡張部）

	意見の要旨	区分	対応方針
①	停車車両があっても通行可能な幅員を確保すべきである。	A	レイアウトを工夫し、車道幅員を広げます。
②	駅前広場（既存部）から自転車駐車場までの歩道には屋根を設置すべきである。	A	小田原駅西口ロータリーと同様に片持ち屋根を設置します。
③	一般車乗降場を拡充すべきである。	C	交通管理者（神奈川県警察本部）と協議中です。
④	コンビニエンスストア前に横断歩道を設置すべきである。	D	交通管理者との協議により、安全確保のため、ロータリーの主動線をまたぐ横断歩道は、設置いたしません。
⑤	駅前広場（拡張部）を経由せずに駅前広場（既存部）へ進入できる車両動線を確保すべきである。	D	交通管理者との協議により、安全確保のため、車両同士の交錯を避ける動線としています。

2 駅前広場（既存部）

	意見の要旨	区分	対応方針
①	現状の一般車乗降場3台を維持すべきである。	B	現状維持します。
②	一般車乗降場とタクシー乗降場の区分を明確にすべきである。	B	路面標示や看板の設置により、区分します。
③	バス乗降場内における自転車等の乱横断対策を実施すべきである。	B	路面標示や注意喚起看板等を設置します。
④	マイクロバスが一般車・タクシー乗降場を利用しないよう改善すべきである。	B	路線バス同様、市道4642から進入させ、バス乗降場のみを経由したのち国道1号へ向かう動線とします。
⑤	一般車、タクシー乗降場前の車道幅員を広げるべきである。	C	バス乗降場を狭めることとなるため、バス事業者と調整します。

3 周辺道路

	意見の要旨	区分	対応方針
①	市道4292・4294の安全対策を検討すべきである。	A	交差点部は、カラー舗装で視認性を高めるとともに、注意喚起看板の設置などの安全対策を行います。
②	市道4294の自転車駐車場西側出入口付近の雨水排水の処理を改善すべきである。	B	市道4294の道路拡幅に併せ、排水施設の整備を行います。
③	タクシーについて、市道4642から進入させるべきである。	D	車両同士の交錯を極力避けるため、一般車と同様に国府津駅前交差点からの進入とするものです。
④	市道4294について、自転車駐車場より西側も拡幅すべきである。	D	拡幅にあたっては、用地協力が必要となることなどから、今回の整備計画において拡幅することはできません。
⑤	市道4643について、右折レーンを設置するよりも駅前広場（拡張部）に向かう車線を2車線にすべきである。	D	国府津駅前交差点の交通処理能力を向上させるため、駅前広場から国道1号への出口に右折レーンを設置するものです。
⑥	市道4643を4車線にすべきである。	D	

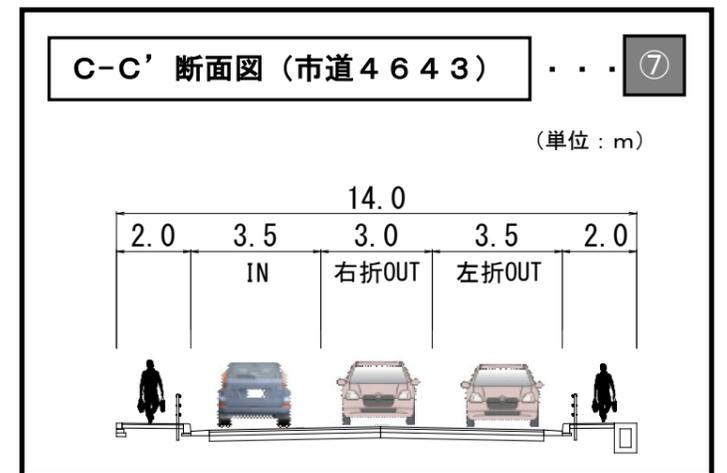
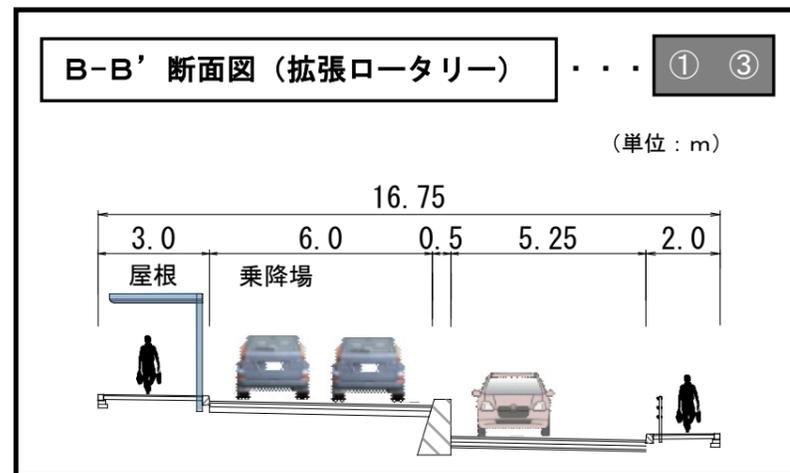
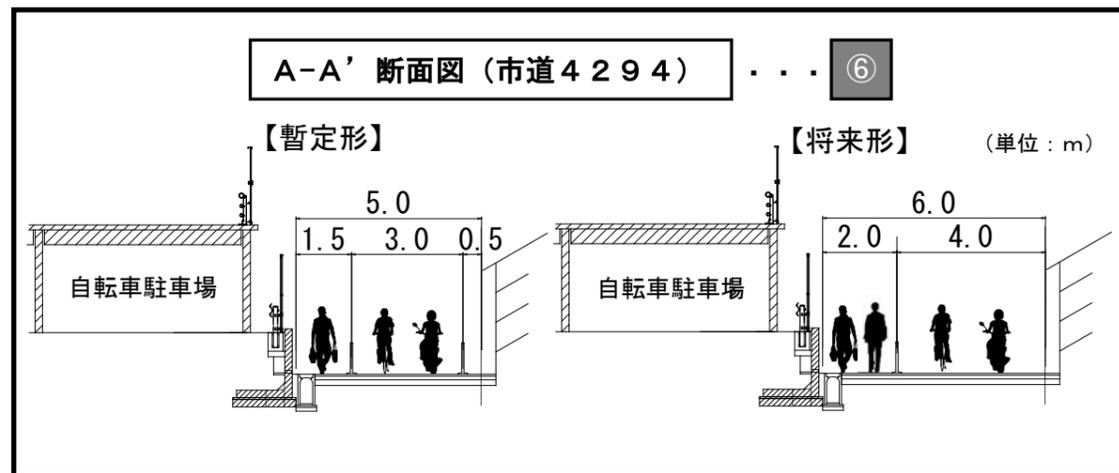
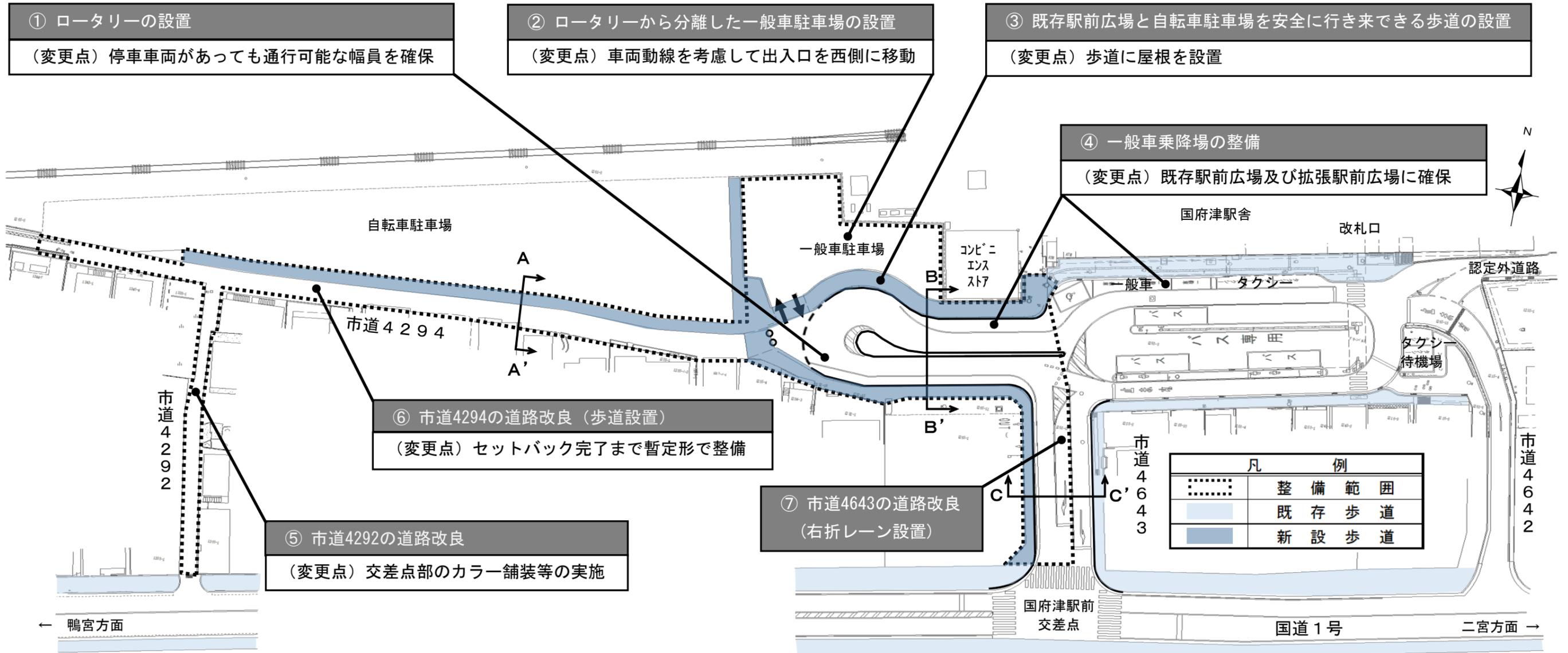
4 一般車駐車場

	意見の要旨	区分	対応方針
①	出入口付近の安全対策を検討すべきである。	A	ロータリー部の車両動線を考慮して出入口を西側に移動させます。
②	満空状況を確認できるようにすべきである。	C	満空標示灯の設置等を検討します。

5 その他

	意見の要旨	区分	対応方針
①	安全第一に整備計画を策定すべきである。	B	そのように進めています。
②	駅前広場（拡張部）を含めた周辺の雨水対策について検討すべきである。	B	駅前広場（拡張部）及び自転車駐車場と連携した排水計画としています。
③	駅前広場（拡張部）の整備終了後、当面の間は交通誘導員を配置すべきである。	C	駅前広場のレイアウトや動線が大きく変わることから、交通誘導員の配置等を検討します。

国府津駅周辺整備事業 整備計画



小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおけるポニー乗馬及び動物飼育等の廃止について

1 経緯

小田原こどもの森公園わんぱくらんどは、緑豊かな自然環境の中で、子供たちが自然とふれあい、学ぶことのできる公園として、平成12年（2000年）4月の開園以来、市内外の多くの方々に利用されている。

公園内の「ポニー乗馬及び動物飼育等」の業務については、指定管理者が専門業者へ委託し運営してきたが、動物飼育員の確保や運営経費の上昇等の理由により継続が困難となったため、令和2年（2020年）4月以降休止している。

このため、再開に向け複数の専門業者と交渉を行ってきたが、条件面での調整がつかず、継続は困難と判断し、令和3年（2021年）3月31日をもって廃止する。

なお、この業務の廃止に伴い該当する条例の改正が必要なことから、パブリックコメントを実施した。

2 ポニー乗馬及び動物飼育等の概要

公園内ふれあい広場及びその周辺において、ポニーやヒツジなどの動物の飼育や公開を行っており、ポニー乗馬は、1周300円の有料施設として運営している。

3 ポニー乗馬の利用状況

	利用者数	収入金額
平成29年度（2017年度）	16,353人	4,905,300円
平成30年度（2018年度）	15,418人	4,623,200円
令和元年度（2019年度）	13,892人	4,166,100円

4 パブリックコメントについて

(1) 該当条例 小田原市都市公園条例

小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例

(2) 実施期間 令和2年（2020年）12月22日から令和3年（2021年）1月20日

(3) 意見数 4件（1名）

(4) 意見内容 業務を廃止とする理由など

5 今後の対応

業務の廃止に伴い、小田原市都市公園条例及び小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例の一部改正について、令和3年3月定例会に提出する。

久野霊園合葬式墓地の整備に係る進捗状況について

1 経緯

平成 29 年度（2017 年度）に実施した久野霊園利用者を対象とする、霊園利用の現状や課題に関する調査において、利用者の約 4 割が承継への不安から、合葬式墓地の整備を望んでいることを確認した。

これを踏まえ、将来にわたり久野霊園を適正に管理運営していくため、合葬式墓地を整備し、区画墓地から合葬式墓地への改葬と、空いた区画墓地の市民への提供を同時に進める「循環利用」を進めることとした。

平成 30 年度（2018 年度）には調査・基本設計を行い、令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて造成工事及び建築工事の実施設計を行っている。

2 合葬式墓地の概要

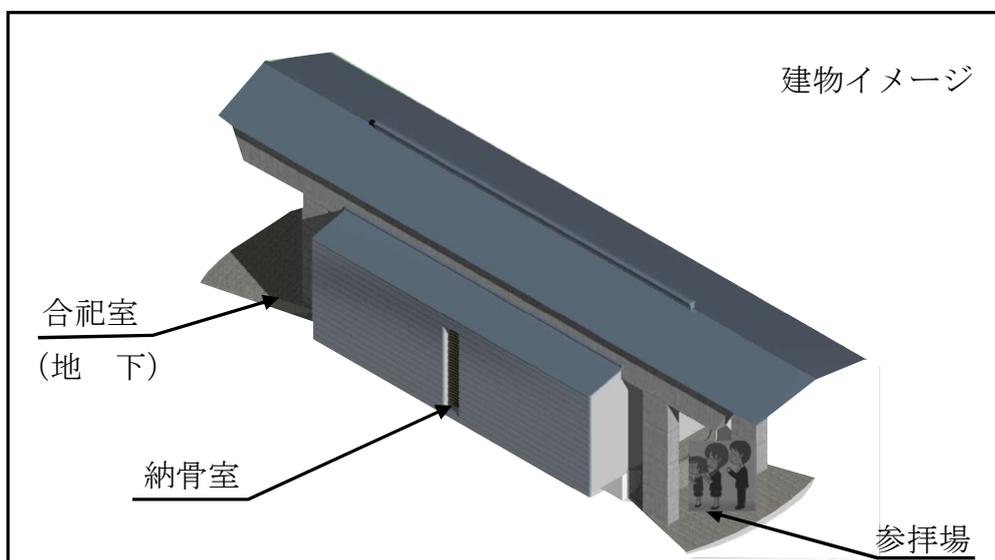
(1) 合葬式墓地は、遺骨を骨壺に入れた状態で納骨室に 20 年間安置し、その後、遺骨を合祀する。

(2) 施設の内容

施設名称 合葬式墓地

施設形態 鉄筋コンクリート平屋建て納骨施設

施設規模 納骨室の骨壺保管数 1,300 個



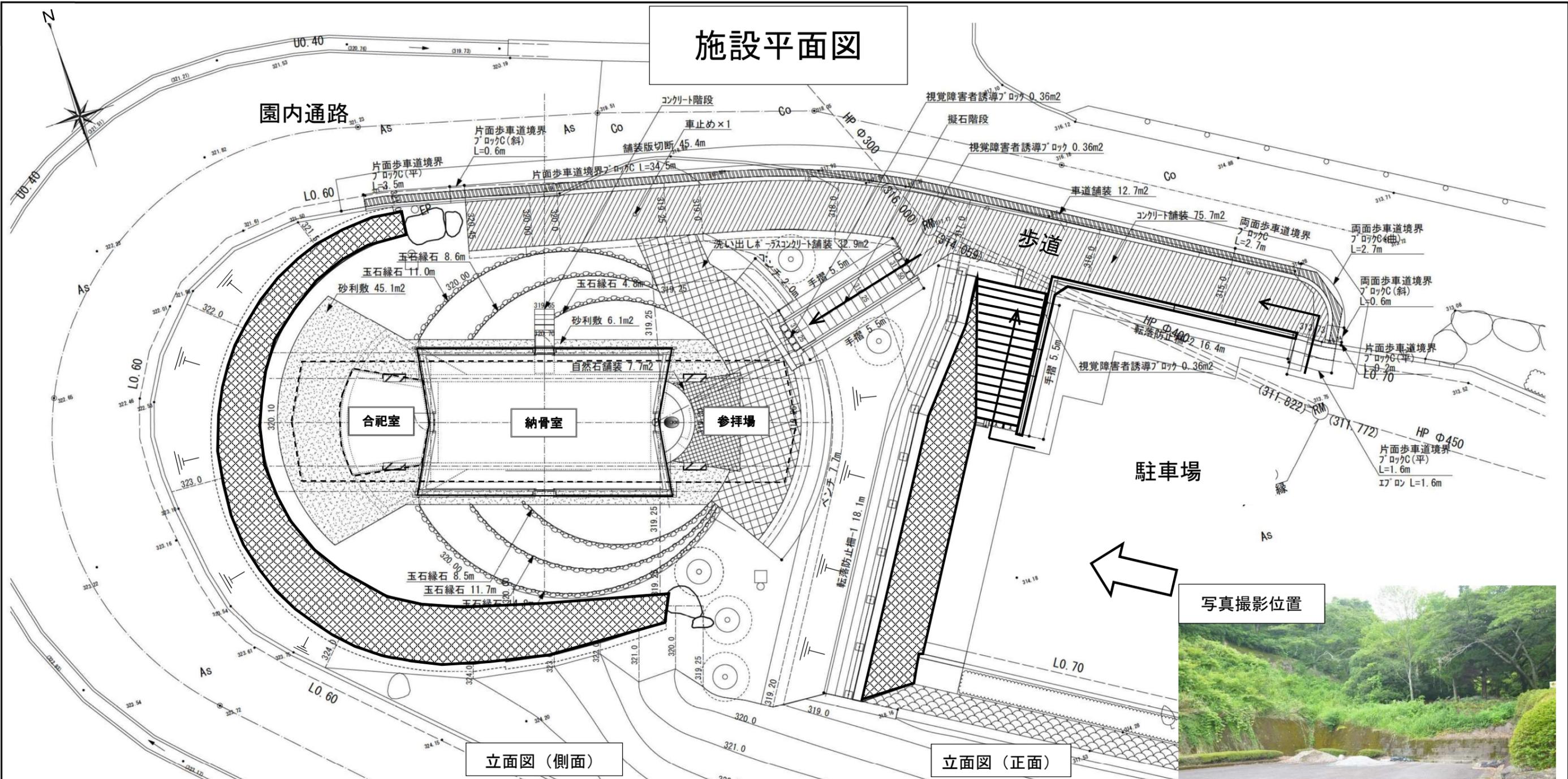
3 今後の予定

令和 3 年度(2021 年度) 造成工事（擁壁工・階段工等）、利用者にアンケート実施

令和 4 年度(2022 年度) 建築工事（建築工事・植栽工・舗装工等）、運用基準策定

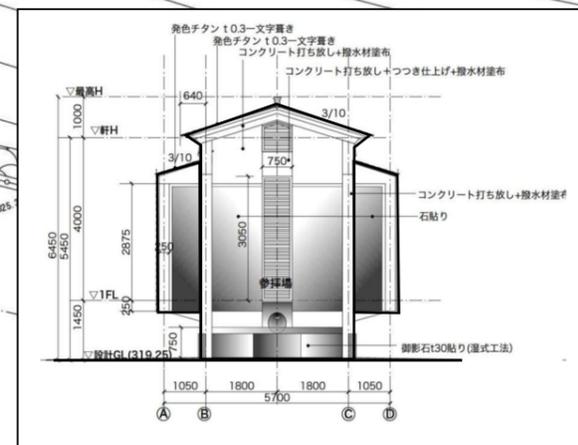
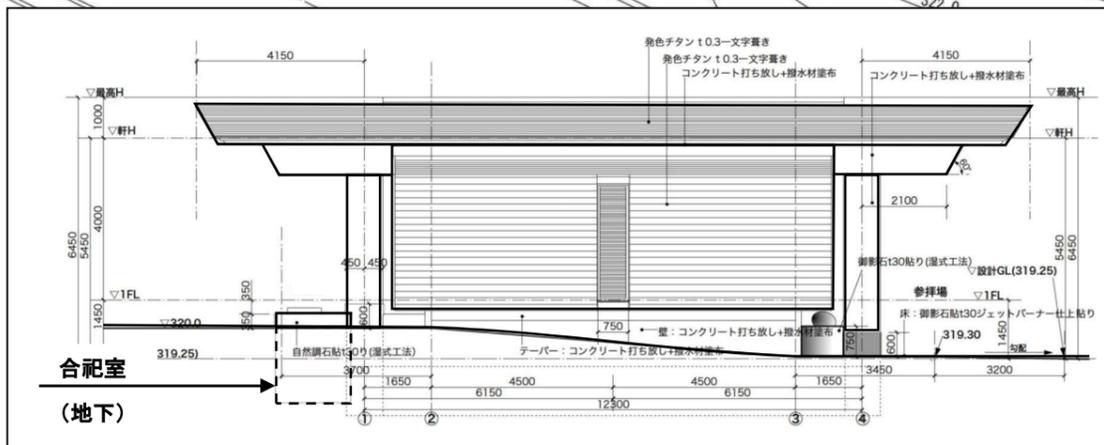
令和 5 年度(2023 年度) 供用開始

施設平面図



立面図（側面）

立面図（正面）



写真撮影位置

市営仲沢住宅の今後について

市営仲沢住宅については、今後、用途廃止に向けて段階的に事業を進める。

1 住宅の概要

- (1) 所在地 小田原市府川 686 番地
- (2) 建設年 昭和 39 年（1964 年）・40 年（1965 年）
- (3) 建物 平屋建て（長屋）10 棟
- (4) 住戸数 52 戸（現入居戸数 25 戸）
- (5) 敷地面積 8,857.92 m²（借地）
- (6) 位置図



2 用途廃止の位置付け

小田原市営住宅ストック総合活用計画（平成 29 年（2017 年）3 月改訂）において整備方針を用途廃止に位置付けている。

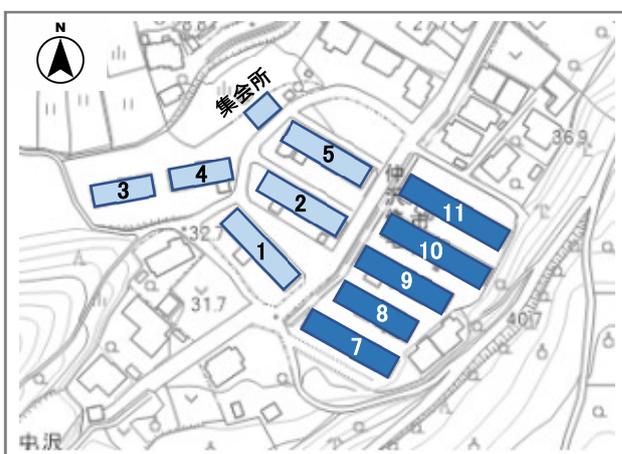
（平成 29 年（2017 年）1 月 小田原市営住宅運営審議会：審議・建設経済常任委員会：報告）

3 計画の概要

(1) 計画

全 10 棟を東側 5 棟、西側 5 棟に分け、二期に渡って段階的に廃止する。

先行廃止する東側 5 棟の入居者は、西側 5 棟の空き住戸等に移転する。



東側 先に廃止する住棟（7～11 号棟）
西側 後に廃止する住棟（1～5 号棟）

〈入居状況〉

	西側	東側
・管理戸数	26 戸	26 戸
・入居戸数	11 戸	14 戸
・空き戸数	15 戸	12 戸

(2) スケジュール

号棟	第一期			第二期	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
1～5	住戸改修			移転	廃止
7～11		移転	廃止		

4 入居者等の対応経過

- ・令和元年（2019 年）9 月 地権者及び自治会長に計画を説明
- ・令和 2 年（2020 年）6 月 入居者に計画を説明
入居者に移転先の意向アンケートを実施

5 入居者の移転先の意向確認の結果

第一期に移転となる 7 号棟から 11 号棟の入居者 14 戸の移転先の意向

- ・仲沢住宅の空き住戸：9 戸
- ・他の市営住宅：4 戸
- ・市営住宅以外：1 戸

パートナーシップ登録者の市営住宅への入居資格について

1 内 容

本市において平成31年（2019年）4月から導入した「小田原市パートナーシップ登録制度」の趣旨に沿い、本制度登録者を市営住宅の入居資格における親族要件を満たすものとして運用する。

2 小田原市パートナーシップ登録制度の趣旨

小田原市パートナーシップ登録制度は、誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことを目指す第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づく人権施策である。

本制度は、日常生活において相互に協力し合い、継続的に同居して共同生活を行うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、両者の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして市に登録する制度である。

3 入居資格の親族要件

小田原市営住宅条例 第4条第1項第2号（入居の資格）

「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。」

※内縁関係にある者については、同規定により親族要件を満たすものとして従前より運用しており、小田原市パートナーシップ登録制度の登録者についても事実上婚姻関係と同様の事情にあるとみなし、これと同様の取扱いとする。

4 神奈川県内自治体の導入状況

パートナーシップ登録者の公営住宅への入居を認めている神奈川県内自治体
神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町
※各自治体とも入居申込み実績はない。（令和2年（2020年）12月末現在）

5 実施時期

令和3年（2021年）6月定期募集受付より運用開始